二十六　銀行代理業者名　田中　秋彦
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県都城市下長飯町千八百五十三番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十一月一日
二十七　銀行代理業者名　金城　照雄
主たる営業所又は事務所の所在地　沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次六百六十四番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十一月一日
二十八　銀行代理業者名　眞榮城光子
主たる営業所又は事務所の所在地　沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋二百二十八番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十一月一日
二十九　銀行代理業者名　塩野　和子
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県那須烏口市二箇十六百八番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十一月二十日
三十　銀行代理業者名　平井保美子
主たる営業所又は事務所の所在地　山梨県北杜市大泉町西井出八千二百四十番地十五百二十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十一月二十日
三十一　銀行代理業者名　菅生テツ子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県南秋田郡井川町井内字屋布合二十六番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十二月二日
三十二　銀行代理業者名　三本　拡起
主たる営業所又は事務所の所在地　三重県尾鷲市大字坦井三百九十一番地十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十二月二日
三十三　銀行代理業者名　与那覇啓予
主たる営業所又は事務所の所在地　沖縄県宮古島市城辺字砂三百九十番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十二月二日

○金融庁告示第六号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

一
許可番号　中国財務局長（信金代）第一号
信用金庫代理業者名　島根中央信用金庫大和代理店　藤原　英明
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県邑智郡美郷町都賀本郷二百五十八番地
許可年月日　平成十八年八月二日
所属信用金庫の名称　島根中央信用金庫
失効年月日　平成二十四年十一月二日
二
許可番号　中国財務局長（信金代）第二号
信用金庫代理業者名　島根中央信用金庫阿須那代理店　日高　征治
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県邑智郡邑南町阿須那三十四番地二
許可年月日　平成十八年八月二日
所属信用金庫の名称　島根中央信用金庫
失効年月日　平成二十四年十一月二日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第９号
仙台市若林区卸町東２丁目４番１号　仮設住宅10号棟6
債務者　佐藤　夕子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
宮城県塩竈市南錦町９番８号　ビバリーヒルズ102号
債務者　櫻井　庄治
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
岡山市中区平井1229番地１リムーブルヴェルジェⅡB101
債務者　脇山　啓太
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松原玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
愛媛県四国中央市上分町566番地の２
債務者　髙橋　弘二
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第７号
愛媛県四国中央市上分町566番地の２
債務者　髙橋利津子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
松山地方裁判所西条支部